

【特定調達公告】車両捜査支援システム回線利用契約に係る一般競争入札の実施

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年11月26日

島根県警察本部長 丸山直紀

1 入札に付する事項

(1) 件名

車両捜査支援システム回線利用契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 契約期間等

ア 初期導入期間

契約の日から令和7年9月30日までの間とする。

イ 回線利用期間

令和7年10月1日から令和14年9月30日までの間とする。

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県税を滞納していない者であること。
- (8) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (9) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、以下のいずれかに該当する関係等がないこと。
 - ア 資本関係
以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)の場合については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他

- (ア) その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (イ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

なお、同一入札に参加する複数の者の関係が上記アからウまでのいずれかに該当する場合には、いずれの入札も無効の入札として取り扱う。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242及び2243

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和6年12月17日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和6年12月17日（火）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年1月16日（木）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 会計課用度係

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年1月16日（木）午後4時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月17日（金）午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第一小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県会計規則第22号）第61条第1項の規定により、入札者が見積もる契約金額を貸借期間（回線利用期間）の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を徴収すること。ただし、同規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額を貸借期間（回線利用期間）の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

本入札にかかる契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することがある。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be used : Vehicle Investigation Support system line

(2) Time limit for tender : 4 : 00 p.m. January 16, 2025

(Bids by Post must be received by 4 : 00 p.m. on January 16, 2025)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters 8 - 1, Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241, 2242, 2243)